

2025年農林業センサスにご協力をお願いします



全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2025年農林業センサス」が令和7年2月1日を基準に実施されます。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される大切な調査です。調査票に記入された事項は、統計以外の目的には使用されません。

令和6年12月中旬から、県が委託した調査員が農林業を営む皆さまのご自宅に訪問して、経営状況などの調査票への記入を依頼します。回答は、国のホームページから直接回答することも可能です。調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

照会 企画政策課 ☎0537-851161

ごみの野焼きは禁止されています

ごみの野焼き(焼却行為)は煙や悪臭などにより周囲へ迷惑をかけます。人体の健康へ深刻な影響をもたらす化学物質、ダイオキシン類を発生させる原因にもなっていることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

ダイオキシン類とは

炭素、水素、酸素、塩素という身の回りのどこにでもある元素から構成される物質。非常に毒性が強く、環境汚染や人体の遺伝子への影響、発ガン性が指摘されています。さまざまなものを燃やすごみ焼却では、ダイオキシンを発生させる可能性があります。

法律に違反して野焼きをした場合…

罰則規定

5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
法人の場合、3億円以下の罰金

例外となる焼却行為

焼却行為は例外となる場合もあります。安全管理のため、必ず事前に環境課への連絡と消防署への届出書提出が必要です。ただし、周囲の住民に迷惑がかかる場合は、焼却途中で中止していただきます。

焼却行為	例
農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却	草・稲わらなどの焼却 など
日常生活を営む上で実施される軽微な焼却	たき火、バーベキュー など
風俗慣習上の行事のために必要な焼却	どんど焼き
国や地方公共団体が実施する施設管理のために必要な焼却	河川敷、道路の草焼き
震災などの予防、応急対策または復旧のために必要な焼却	防災訓練、消防訓練 など

※やむを得ずこれらの焼却をする場合であっても、焼却の規模、時間帯、風向きなどを考慮し、煙や臭いが周囲の迷惑にならないよう、注意しなければなりません。



野焼き



ドラム缶



一斗缶



◀詳細はホームページをご確認ください。

照会 環境課 ☎0537-851162
消防署 ☎0537-852119